

有機溶剤作業主任者を選任しなければならない作業(労働安全衛生法施行令第6条第22号)

屋内作業場又はタンク、船倉若しくは坑の内部その他厚生労働省令で定める場所(車両、ピット、ずい道、暗きよ又はマンホール、箱桁、ダクト、水管の内部等)において令別表第6の2(参考1)に掲げる有機溶剤(当該有機溶剤と当該以外の物との混合物で、当該有機溶剤を当該混合物の重量の5%をこえて含有するものを含む)を製造し、又取り扱う業務で、厚生労働省令で定めるもの(参考2)に係る作業

参考1 有機溶剤の種類(令別表第6の2)

アセトン、イソブチルアルコール、イソプロピルアルコール、イソペンチルアルコール、エチルエーテル、エチレングリコールモノエチルエーテル、エチレングリコールモノエチルエーテルアセテート、エチレングリコールモノノルマルブチルエーテル、エチレングリコールモノメチルエーテル、オルトジクロロベンゼン、キシレン、クレゾール、クロロベンゼン、酢酸イソブチル、酢酸イソプロピル、酢酸イソペンチル、酢酸エチル、酢酸ノルマルブチル、酢酸ノルマルプロピル、酢酸ノルマルペンチル、酢酸メチル、シクロヘキサノール、シクロヘキサン、1・2-ジクロロエチレン、N・N-ジメチルホルムアミド、テトラヒドロフラン、1・1・1-トリクロロエタン、トルエン、二硫化炭素、ノルマルヘキサン、1-ブタノール、2-ブタノール、メタノール、メチルエチルケトン、メチルシクロヘキサノール、メチルシクロヘキサノン、メチルノルマルブチルケトン、ガソリン、コールタールナフサ、石油エーテル、石油ナフサ、石油ベンジン、テレピン油、ミネラルスピリット(ミネラルシンナー、ペトロリウムスピリット、ホワイテスピリット及びミネラルターペンを含む。)、その他以上の物のみから成る混合物

参考2 有機溶剤業務(有機溶剤中毒予防規則第1条6号)

1. 有機溶剤等を製造する工程における有機溶剤等のろ過、混合、かくはん、加熱又は容器若しくは設備への注入の業務
2. 染料、医薬品、農薬、化学繊維、合成樹脂、有機顔料、油脂、香料、甘味料、火薬、写真薬品、ゴム若しくは可塑剤又はこれらのものの中間体を製造する工程における有機溶剤等のろ過、混合、かくはん又は加熱の業務
3. 有機溶剤含有物を用いて行う印刷の業務
4. 有機溶剤含有物を用いて行う文字の書込み又は描画の業務
5. 有機溶剤を用いて行うつや出し、防水、その他物の面の加工の業務
6. 接着のためにする有機溶剤等の塗布の業務
7. 接着のために有機溶剤等を塗布された物の接着の業務
8. 有機溶剤等を用いて行う洗浄又は払しょくの業務
9. 有機溶剤含有物を用いて行う塗装の業務
10. 有機溶剤等が、付着している物の乾燥の業務
11. 有機溶剤等を用いて行う試験又は研究の業務
12. 有機溶剤等を入れたことのあるタンク(有機溶剤の蒸気の発散するおそれがないものを除く)の内部における業務

(上記の業務のうち11の業務及び有機溶剤中毒予防規則第2条、第3条で適用除外となる業務は、作業主任者を選任する業務から除かれています)

※法改正により特定化学物質(第2類物質)に下記の「特別有機溶剤」が追加され、その物質の特別有機溶剤業務

(特化則第2条の2第1号)に係る作業主任者については、有機溶剤作業主任者技能講習の修了者から選任するように定められました。

「特別有機溶剤」……エチルベンゼン、1・2-ジクロロプロパン、クロロホルム、四塩化炭素、1・4-ジオキサン、1・2-ジクロロエタン、ジクロロメタン、スチレン、1・1・2・2-テトラクロロエタン、テトラクロロエチレン、トリクロロエチレン、メチルイソブチルケトン(は旧「令別表6の2」の有機溶剤)